

平成 30 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 30 年 11 月 22 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	藤 本 寿	係 長	荒 木 賢 司
参 事	松 本 馨	参 事	佐 々 木 暁 史
主 査	中 山 喜 光		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 57 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 59 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
- 日程第 6 議第 60 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 61 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 3 時 00 分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 11 回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆様こんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。今月の初めから募集いたしました農業委員と最適化推進委員につきましては、27 日までとなっていますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。それでは、今日もご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○事務局（藤本寿君） 本日は、全委員が出席でございますので総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、8 番井島委員、9 番本田委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 56 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑 406 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約 0.1km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2 番について説明します。下浦町の譲受人は神奈川県横浜市の譲渡人より、下浦町の畑 782 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本病院から南西へ約 1.6km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3 番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑 1,255 m²のうち 205 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市有明支所から南西へ約 0.7km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4 番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑 1,255 m²のうち 1,029 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市有明支所から南西へ約 0.7km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真

になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 5番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田1,776㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧手野小学校から北西へ約0.3km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。6番について説明します。天草町の譲受人は長崎市の譲渡人より、天草町の畑538㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江天主堂から北へ約1.2km、青色で着色した国道389号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第57号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑17.86㎡を通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から北西へ約0.6km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、周囲が宅地化しており通路が必要なため、貸通路として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に通路として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。この案件は、平成30年4月に農用地区域からの除外申請があり、平成30年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、平成30年10月に除外されたものです。転用者は楠浦町の個人で、亀場町の田10㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約1km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の

航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、家の東側が手狭で不便なため宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3番について説明します。転用者は栢宇土町の個人で、栢宇土町の田174㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栢宇土地区コミュニティセンターから西へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが手狭なため、宅地を拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑206㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿小学校から西へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が

現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が老朽化し立て替えが必要なため、住宅1棟、残地は駐車場及び庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 　ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 　資料②の4ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は菊池市の個人で、魚貫町の田176㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した魚貫出張所から南西へ約0.3km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、借家住まいで狭く不便なことと、薬店を開業するため、店舗兼住宅1棟、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 　ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 　6番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑283㎡のうち13.58㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した島子小学校から東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になり

ます。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住まいが手狭で不便なため、宅地拡張する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 7番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑186㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本町公民館から西へ約0.7km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が手狭で不便なため宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 8番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田38㎡を墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したB&Gから北へ約0.2km、青色で着色した市道立大多尾椋浦線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の墓が山の上であり、今後の管理が難し

いため、墓3区画を整備する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。9番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の田1,388㎡を堆肥舎及び運動場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所河浦支所から北東へ約1.5km、青色で着色した県道新合高浜港線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地の隣接地に牛舎を建設しているため、堆肥舎及び運動場を整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

○9番（本田実君） 9番本田です。堆肥舎については保健所の許可とかが必要なのでは。

○事務局（中山喜光君） 本人が保健所に確認したところ、今回は届けとかは必要ないとのことです。

○9番（本田実君） わかりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 10番について説明します。この案件は、平成30年4月に農用地

区域からの除外申請があり、平成 30 年天草市農業委員会第 5 回総会において許可見込みありと判断され、平成 30 年 10 月に除外されたものです。転用者は河浦町の個人で、河浦町の田 3,668 m²を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新合出張所から北西へ約 1km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、周囲が山林に囲まれており、農地としての管理が難しいため杉 750 本植林し、山林として管理する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 58 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の 6 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑 14 m²を贈与により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約 0.1km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が手狭で不便なため宅地拡張する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に住宅用地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑284.42㎡を売買により取得して墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約0.4km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の墓地が遠方にあり管理が難しいため、墓1区画、駐車場4台、作業場として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3番について説明します。転用者は志柿町の個人で、楠浦町の畑298㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北西へ約0.5km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4番について説明します。転用者は玉名市の個人で、志柿町の田1,327㎡に使用貸借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿地区コミュニティセンターから南西へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル360枚を設置し売電する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番（小堀田幸一君） 排水についてはどうなっていますか。

○事務局（佐々木暁史君） 水路を設けており、河川へ放流することになっています。

○議長（鶴田雄士君） 同意書はありますか。

○事務局（佐々木暁史君） ございます。

○10番（小堀田幸一君） 周囲への影響がないよう転用者へ説明しておくようお願いしたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の7ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は熊本市の法人で、二浦町の畑726㎡を売買により取得して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した二浦小学校から東へ約1.2km、青色で着色した県道牛深天草線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル196枚を設置し利用する計画です。この申請については、区長、隣接所有者の同意が添付されていません。そのことについて理由書が添付されています（理由書朗読）。申請地の隣接農地の所有者は申請地付近には住んでおらず、隣接地の隣に住んでいる方が一部管理をしている状況です。

申請地周辺は土地改良事業がされた田ですが、申請地及び隣接地は土地改良事業の区域外となっています。太陽光パネルを設置する際は、隣接農地の日照に影響が出ないように隣接農地との境界から3m引いて設置されます。パネルの高さは1.4mです。以上のことを資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しないと思われまます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 6番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑1,255㎡のうち21㎡を贈与により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市有明支所から南西へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が手狭なため、宅地拡張する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 7番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑1,054㎡を売買により取得して農業用機具及び飼料等置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市倉岳支所から西へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写

真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者は畜産を営んでおり、農業機械と飼料等置場を確保したいため、6台分のトラクター及びトラック置場、残地を飼料等置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に飼料等置場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（小堀田幸一君） 申請地の適正な管理をするよう指導していただきたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 8番について説明します。転用者は上天草市の個人で、栖本町の畑368㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本病院から北東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可ができませんが、集落に接続するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 9番について説明します。この案件は、平成30年4月に農用地区域からの除外申請があり、平成30年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みあり

と判断され、平成30年10月に除外されたものです。転用者は新和町の法人で、新和町の田837㎡に賃借権を設定して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した立海水浴場から南西へ約0.3km、青色で着色した市道立大多尾榎浦線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しているため、24台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 10番について説明します。この案件は、平成30年4月に農用地区域からの除外申請があり、平成30年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、平成30年10月に除外されたものです。転用者は苓北町の個人で、五和町の田2,911㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した城河原小学校から西へ約3km、青色で着色した県道坂瀬川御領線付近にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者は建設業を営んでおり、天草市近辺で事業を行う際の機械、資材置場が必要なため、ダンプ置場、ユンボ置場、砂利、鋼管などの資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第59号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 1番について説明します。申請者は本渡町の個人で、本町の畑714㎡を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約4km、青色で着色した県道本渡芥北線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、前所有者が椎茸の原木にするためクヌギを植えて管理をしていましたが、前所有者が亡くなってからは椎茸栽培を行わなくなり、原木として管理することが困難となったため山林として利用する計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番と3番は関連していますので一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、お願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番、3番について説明します。申請者は深海町の個人と福岡県久留米市の個人外2で、深海町の畑398㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下平いきいきふれあい館から南西へ約0.4km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、県道拡幅工事に伴い現在の住まいを移転する必要があるため、住宅1棟、2台分の駐車場として整備し利用する計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番、3番の件につきまして、質疑はあ

りませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 4番について説明します。申請者は川原新町の個人で、河浦町の田1,367㎡を太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから北へ1.3km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル324枚を設置して利用する計画です。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第6、議第60号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(荒木賢司君) 議第60号について説明します。資料②の10ページからご説明いたします。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が11件、再設定の計画が9件、合計で20件、筆数52筆、総面積76,680㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の7ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) それでは、ただいま説明がありました貸借権設定20件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第61号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の21ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が1件。筆数は全体で1筆、面積は138㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の8ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。佐伊津小学校から北西へ約1.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 本件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の22ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届は1件、農機具倉庫を建設するというものでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以前、総会で審議し、許可した案件で申請人の住所の記載誤りがあり訂正をしたいという申し出が2件ありました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもって、平成30年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

午後4時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田 雄士

署名委員 井馬 弁一

署名委員 本田 美

